

**第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（案）に対して提出された意見・情報と  
それらに対する県の考え方について**

**1. 県民政策コメントの実施結果等について**

平成28年(2016年)12月20日(火)から平成29年(2017年)1月20日(金)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)および湖沼水質保全特別措置法(昭和59年7月27日法律第61号、以下「湖沼法」という。)の規定に基づき、「第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画(案)」について意見・情報の募集を行った結果、2名(個人)から5件の意見・情報が寄せられました。

また、湖沼法の規定に基づき、並行して市町に対する意見聴取を行った結果、3市から10件の意見がありました。

**2. 提出された意見・情報の内訳**

項 目	県民	市町
第2章 琵琶湖の水質保全に向けた取組	-	-
2. 琵琶湖の水質保全に関する方針	0	2
5. 水質の保全に資する事業	-	-
(3)湖沼の浄化対策	0	2
6. 水質の保全のための規制その他の措置	-	-
(1)工場・事業場排水対策	0	1
(9)調査研究の推進	1	1
第3章 赤野井湾流域流出水対策推進計画	-	-
4. 赤野井湾流域流出水の改善に資する具体的方策に関する事	-	-
(4)湾内の環境改善対策	3	0
(5)自然生態系の保全と回復	1	2
参考 水質目標値設定の考え方について	0	2
合計	5	10

### 3. 今後の予定

平成 29 年 3 月 9 日 環境・農水常任委員会へ報告  
(県民政策コメント実施結果等について)  
3 月末 国土交通大臣・環境大臣協議、計画策定・公表

### 4. これまでの経過

#### 〈環境審議会〉

平成 28 年 6 月 2 日 知事から環境審議会への諮問  
6 月 22 日 水・大気・土壌部会[H28①] (琵琶湖水質や対策の現状を報告)  
8 月 25 日 水・大気・土壌部会[H28②] (計画の方向性を審議)  
10 月 28 日 水・大気・土壌部会[H28③] (素案を審議)  
11 月 21 日 水・大気・土壌部会[H28④] (答申案を審議)  
12 月 1 日 環境審議会会長から知事への答申

#### 〈環境・農水常任委員会への報告〉

平成 28 年 12 月 15 日 環境・農水常任委員会へ報告  
(原案、県民政策コメントの実施等について)

#### 〈その他意見交換等 (庁内会議以外)〉

平成 28 年 5 月 23 日 京都府協議  
6 月 3 日 国土交通省近畿地方整備局協議 (1 回目)  
7 月 20 日 赤野井湾流域流出水対策推進連絡会[H28①] (地域住民等)  
9 月 14 日 赤野井湾流域流出水対策推進連絡会[H28②] (地域住民等)  
10 月 12 日 環境省協議 (1 回目)  
10 月 19 日 赤野井湾流域流出水対策推進連絡会[H28③] (地域住民等)  
11 月 2 日 環境省協議 (2 回目)  
11 月 25 日 環境省協議 (3 回目)  
平成 29 年 1 月 10 日 各市町担当者会議  
1 月 26 日 国土交通省近畿地方整備局協議 (2 回目)  
1 月 30 日 京都府協議 了  
2 月 3 日 国土交通省近畿地方整備局協議 (3 回目)

5. 県民政策コメントの実施により寄せられた意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

No.	頁	ご意見・情報の概要	ご意見・情報に対する県の考え方
<b>第2章 琵琶湖の水質保全に向けた取組</b>			
6. 水質の保全のための規制その他の措置			
(9) 調査研究の推進			
1	12	マイクロプラスチックやマイクロビーズによる水質や生物への影響について調査研究をしてはどうか。	マイクロプラスチックやマイクロビーズについては、発生源や環境影響に関して未だ研究段階であり、まずは国や大学等における研究や実態調査の情報収集に努め、県としての対応の必要性等を検討してまいります。
<b>第3章 赤野井湾流域流出水対策推進計画</b>			
4. 赤野井湾流域流出水の改善に資する具体的方策に関すること			
(4) 湾内の環境改善対策			
2	23	湾内の水交換を促進させるため、赤野井湾内湖に流入している主要な河川を直接赤野井湾に流入させてはどうか。	赤野井湾における水の停滞解消については、過去に水理実験を行ったところ、湾口部に設置された消波堤による周辺流況への影響は微小であるとの結果を得ています。また、赤野井湾における水質改善のために、流入負荷の削減とともに、4.(4)の記述のとおり水草の除去等により湾内の水交換を改善する取組を行います。
3	23	湾内の水交換を促進させるため、烏丸半島にあった切り通しを復活させてはどうか。	
4	23	湾内の水交換を促進させるため、湾口消波堤を除去してはどうか。	
(5) 自然生態系の保全と回復			
5	23	水流の改善を図るため、オオバナミズキンバイ駆除を徹底してほしい。	侵略的外来水生植物については、(5)⑤の記述のとおり防除作業等を実施します。 なお、侵略的外来水生植物の生育面積の拡大は水質への影響が懸念されているため、ご意見を踏まえ、琵琶湖における課題として計画に以下のとおり明記します。 第2章2. 「・・・、水草の大量繁茂、 <b>侵略的外来水生植物の生育面積の拡大</b> 、在来魚介類の減少など生態系の課題が顕在化しています。」 第2章6.(9)調査研究の推進 「特に滋賀県では、琵琶湖での水草大量繁茂や <b>侵略的外来水生植物の生育面積の拡大</b> 、在来魚の増加、・・・」

6. 市町への意見聴取により寄せられた意見とそれに対する滋賀県の考え方について

No.	頁	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
<b>第2章 琵琶湖の水質保全に向けた取組</b>			
<b>2. 琵琶湖の水質保全に関する方針</b>			
1	5	水草の大量繁茂は琵琶湖全体の課題であるため、以下のとおり修正 「 <u>南湖琵琶湖における水草大量繁茂対策の実施</u> 」	2. においては、主な取組について記述しています。水草の大量繁茂は琵琶湖全体での重要な課題と考えており、北湖においても水草の刈取りをおこなっているところですが、とりわけ南湖においては、水質や底質の問題が顕著であることから、案のような表現としています。
2	5	外来水生植物の生育地では、生態系や湖底の環境変化に大きな影響を与えていると考えられているため、「オオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウ等の外来水生植物に対する駆除等の対策」の項目を追加	侵略的外来水生植物については、6. (10)④に記述しているとおりに駆除を行いますが、2. においては、主な取組について記述していることから、原文のとおりとします。 なお、侵略的外来水生植物の生育面積の拡大は水質への影響が懸念されているため、ご意見を踏まえ、琵琶湖における課題として計画に以下のとおり明記します。 第2章2. 「・・・、水草の大量繁茂、 <b>侵略的外来水生植物の生育面積の拡大</b> 、在来魚介類の減少など生態系の課題が顕在化しています。」
<b>5. 水質の保全に資する事業</b>			
<b>(3)湖沼の浄化対策</b>			
3	8	水草の大量繁茂は琵琶湖全体の課題であるため、以下のとおり修正 「 <u>南湖をはじめ琵琶湖において、水草の表層刈取りや根こそぎ除去を実施します。</u> 」	水草の大量繁茂は琵琶湖全体での重要な課題と考えており、北湖においても水草の刈取りを行っているところですが、とりわけ南湖においては、水質や底質の問題が顕著であることから、案のような表現としています。
4	8	外来水生植物の生育地では、生態系や湖底の環境変化に大きな影響を与えていると考えられているため、③「 <u>外来水生植物の駆除</u> 」の項目を追加	侵略的外来水生植物の対策については、6. (10)④に記述していることから、原文のとおりとします。
<b>6. 水質の保全のための規制その他の措置</b>			
<b>(1)工場・事業場排水対策</b>			
5	9	下水道供用区域における事業場排水の下水道への接続を促進するため、以下を追加 ④下水道への接続促進 下水道の供用区域では、遅滞なく工場排水等を下水道に流入させるよう各市町が行う接続に向けた指導等の取組に対して支援を行います。	ご意見を踏まえ、③に以下を追加します。 「 <b>また、各市町が工場・事業場に対して行う下水道接続促進に対する取組に対して支援を行います。</b> 」
<b>(9)調査研究の推進</b>			
6	13	外来水生植物の生育地では、生態系や湖底の環境変化に大きな影響を与えていると考えられているため、以下のとおり修正 「 <u>特に滋賀県では、琵琶湖での水草や外来水生植物の大量繁茂、外来魚の増加…</u> 」	ご意見を踏まえ、以下を追加します。 「 <b>特に滋賀県では、琵琶湖での水草大量繁茂や侵略的外来水生植物の生育面積の拡大、在来魚の増加、・・・</b> 」

No.	頁	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
<b>第3章 赤野井湾流域流出水対策推進計画</b>			
4. 赤野井湾流域流出水の改善に資する具体的方策に関すること			
(5)自然生態系の保全と回復			
7	23	本市が主管ではないが、②魚のゆりかご水田プロジェクトは、H27、28年度と事業が実施されていないため、削除が望ましいのではないか。	計画期間中に実施する予定の事業を記述していることから、原文のとおりとします。
8	24	事業を実施しているため、以下を追加 活動内容：⑦水産多面的機能発揮対策に係る干潟等の保全、漂流物・漂着物・堆積物処理、ヨシ帯の保全等の活動を実施する。 実施時期：平成28年度～平成32年度 主な関係者：レーク守山、取り戻そう再生赤野井湾、守山市	ご意見を踏まえ、4.(5)⑤に以下を追加します。 主な関係者 「NPO法人びわこ豊穰の郷 守山漁業協同組合 玉津小津漁業協同組合 守山市 県（自然環境保全課）」
<b>参考 水質目標値設定の考え方</b>			
1. 対策を講じない場合と講じた場合の主なシナリオ			
9	34	以下のとおり修正 「下水処理施設については、処理施設の改善改築・更新に伴う水質改善の効果を反映する。」	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「下水処理施設については、処理施設の <b>改築・更新</b> に伴う水質改善の効果を反映する。」
10	34	工場・事業場に対する公共下水道への接続指導を強化しているため、以下のとおり修正 「平成27年度と同等とする。 <u>公共下水道供用区域内の未接続事業場に対し、下水道への接続を指導し、公共水域の水質保全を図る。</u> 」	将来予測を行うにあたって、5年後の工場・事業場の下水道接続率を数値として把握し、シナリオとして設定することは難しいことから、原文のとおりとします。